

冬休みの生活について

まもなく冬休みを迎えます。この期間は、年末・年始等の伝統行事に接する機会もあることから、国や地域の伝統文化に対する理解を深めたり、生徒の興味・関心に基づき主体的に活動（教科についての学習、読書、体験活動等）できたりする良い機会でもあります。毎日のお子さまの変化に気を配り、ご家庭での指導と援助をしていただくことが大切です。本校でも、冬休みの生活について、学級・学年等で助言しておりますが、保護者の皆様にも次のことを念頭に、ご家庭で活用いただければと思います。生徒一人ひとりが健康安全に注意し、有意義で充実した毎日を過ごす事を願っております。

<学校で支援・助言していますので、ご家庭でも活用していただければと思います。>

【学業・進路に関すること】

1 主体的な活動の促進

長期休業日は、生徒の興味・関心に基づき主体的に活動（教科についての学習、読書、体験活動等）できる良い機会です。

2 個に応じた学習指導

全校一律の宿題（課題）はありません、自らが日常の学業生活を振り返り、課題を設定し、その解決を通じて自己教育力の向上を図りましょう。実情に応じて適切な個別対応を行います。

【自律的生活及びマナーに関すること】

1 自律的な生活について

(1) 生徒個々が、計画的に生活し、自らを律した生活を送れるように、心の天気を使って自己を振り返りましょう。

2 家庭、地域の一員としての自覚を高める

(1) 積極的に家族の一員として関わり、家族や地域の方との触れ合いを大切にしましょう。

(2) 生徒一人ひとりが、社会の一員として、マナーや規範について改めて考え、身に付けられるようにしましょう。

【生命尊重に関すること】

1 いじめ、暴力行為等に対する適切な行動

(1) おおぐろの森中学校のいじめ防止基本方針は学校ホームページに掲載しています。また、いじめ、暴力等の被害にあった場合は、問題が深刻化する前に、躊躇することなく周囲の人に相談し、援助を求めましょう。

(2) いじめやセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ。以下「セクハラ」という。）等に対応する教育相談窓口やセクハラ相談窓口、勇気を出して相談しましょう。また、学校内の相談窓口（スクールカウンセラーやセクハラ相談員）だけではなく、学校外の相談窓口についても伝えています。

○「子どもと親のサポートセンター電話相談窓口」

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/soudan/ijime.html>)

「千葉県ホームページ」→「相談・問い合わせ」→「相談・問い合わせ窓口」→
「窓口案内（教育・文化・スポーツ）」→「総合案内（教育・健全育成）」

2 自殺の予防

- (1) 「かけがえのない生命を絶つことは絶対にあってはならない」ということであり、自殺の予防に努めるとともに、自他の生命を大切にすること。18歳以下の自殺は、長期休業明けにかけて急増する傾向があることを踏まえ、悩みを抱える生徒の早期発見に努めてまいります。ご家庭でも、お子さまの変化に気を配り、援助をしてください。

<ゲートキーパーについて>

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

自殺対策では、一人で悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

・予防啓発動画の配信

【掲載ホームページ】

千葉県子どもと親のサポートセンター <https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/>

【啓発動画内容】

[https://cms2.chiba-](https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/SOS%E3%81%AE%E5%87%BA%E3%81%97%E6%96%B9%E6%95%99%E8%82%B2%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%B3%87%E6%96%99/?layoutmode=on)

[c.ed.jp/kosapo/SOS%E3%81%AE%E5%87%BA%E3%81%97%E6%96%B9%E6%95%99%E8%82%B2%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%B3%87%E6%96%99/?layoutmode=on](https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/SOS%E3%81%AE%E5%87%BA%E3%81%97%E6%96%B9%E6%95%99%E8%82%B2%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%B3%87%E6%96%99/?layoutmode=on)

- 「しんどい時に心と体を守る方法」（生徒向け）
- 「相談をしてみよう～大きなあなたに伝えたいこと 一人で悩んでいませんか～」(生徒向け)
- 「こどものSOSに気がつき どう対処するか」（保護者向け）

【相談窓口】

★流山市小中学生専用なやみホットライン 04-7150-8055

hotline@city.nagareyama.chiba.jp

★24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

★「そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば～」 [r5reef4gatu.pdf \(chiba.lg.jp\)](#)

・全生徒との面談の実施（教育相談体制の強化）

教育相談を実施し、全ての生徒と面談を実施するとともに、悩みや不安をいつでも相談できる環境を整えています。

・1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見

1人1台端末の活用により、生徒の心や体調の変化を早期発見し、支援につなげていきます。

スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用したりして心の健康問題への対応を徹底します。

【交通安全に関すること】

1 安全意識の高揚、マナーの向上

- (1) 交通安全に関するマナーを身に付け、交通事故防止につとめましょう。
- (2) 自転車乗車時については、警察庁ホームページ「自転車は『車のなかま』」を参考に、自転車は「車両」であることや、「自転車安全利用五則」（「1. 自転車は車道が原則、歩道は例外」、「2. 車道は左側を通行」、「3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「4. 安全ルールを守る」、「5. 子どもはヘルメット着用」）を守りましょう。
- (3) 歩行時において、横断歩道を渡る際には、青信号であっても車が停止していることを十分確認するようにする。また、飛び出しや車の直前直後の横断等による事故が多く発生していることや、電車やバスを利用する際には、リュックや大きな荷物は、棚に置くか体の前で抱えて持つなど、安全や公共の場におけるマナーについても考えて行動しましょう。
- (4) 令和5年4月1日から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務になりました。また、自転車損害賠償保険等の加入については、令和4年7月1日より、義務化されています。（利用者が未成年の場合は保護者が加入）。

・冬の交通安全運動について

令和5年12月10日（日）～19日（火）

<スローガン> ～飲酒運転は絶対しない、させない、許さない～

（千葉県交通安全対策推進委員会）

【健康の保持増進及び体力の向上に関すること】

1 規則正しい生活と疾病の予防について

- (1) 規則正しい生活を送り、適度な運動を行い、1日3食バランス良く食事をとるなど、自ら積極的に健康の保持増進及び体力の向上に努めましょう。

2 疾病の治療について

疾病のある場合は、この休みを利用して治療し、治癒報告（用紙は各検診後すぐに該当生徒へ配付済）を担任まで提出してください。

【生徒の安全確保及び危険防止に関すること】

1 事故防止及び不審者対応について

- (1) 学校外における生徒の安全確保及び不審者による被害を防止するため、身の危険を感じるような場合は、直ちに警察（110番）に連絡するとともに、「子ども110番の家」の活用や、付近の人たちに保護を求めるよう助言しています。

2 情報モラル教育について

- (1) 千葉県では、青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施しています。SNSやプロフィールサイト、ブログ、ネット掲示板は、ネットいじめ、非行、犯罪被害等の温床ともなり、生徒が被害者にも加害者にもなり得る状況を生み出しています。現状として、自分や他者の個人情報を掲載したり、飲酒喫煙等の違法行為を自分で掲載したりするケースも見られます。こうしたことをきっかけとして、事件等に巻き込まれることのないように助言しています。
- (2) インターネット等の使い方を誤ると大きな危険が生じます。生徒がサイバー犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、フィルタリング等を積極的に活用してください。

3 性的な被害防止について

- (1) 児童ポルノの被害者となるケースとして、ファッション雑誌の取材と称して写真撮影をさせた画像が風俗雑誌に掲載された、自分の裸を自画撮りした画像を送信させられた、出会い系サイトで出会った男性に淫行され写真を撮られたなどがあります。画像データは半永久的に広まる可能性もあることから、安易に被写体とならない、掲示板等に第三者から個人を特定されるような情報は書き込まないよう助言しています。
- (2) スマートフォンの急速な普及やインターネットの利用の低年齢化に伴い、生徒が自画撮り被害や盗撮被害にあうケースが出てきています。生徒間で裸の写真等を求めることは、条例に抵触する可能性も高くなります。

4 旅行等に伴う事故や水難事故の防止について

- (1) 生徒の個人的な旅行、その他の野外活動については、経験の程度や体力を考え、綿密な計画と周到な準備をするよう指導するとともに、保護者の方が同伴するようお願いします。

【問題行動の防止に関すること】

- (1) 年末年始の各種行事、イベントや集会等については、参加する場合の心構えについて考えさせてください。
- (2) 生徒の交友関係及び遊興場等への出入りや、不良交遊、不健全娯楽、窃盗、暴力行為等の防止について、細心の注意を払いましょう。
- (3) 大麻、覚せい剤、麻薬（MDMA等）、危険ドラッグ、シンナー等の薬物乱用については、その有害性、危険性等について正しく理解させましょう。
- (4) 年末年始は普段よりも多くの金品を所持することが予想されます。正しく計画的な使い方を考えさせてください。

3 深夜外出、外泊について

- (1) 児童生徒（18歳未満の青少年）の深夜外出は、千葉県青少年健全育成条例第23条により、午後11時から翌日午前4時まで制限されています。また、一部のゲームセンター等は、風俗営業施行条例第12条により、16歳未満の児童生徒は保護者の同伴を伴う場合を除き、午後6時以降の立入りが制限されています。
- (2) 外出する時は行先を明らかにし、早めの帰宅をこころがけましょう。

その他

- (1) 事故が起きたり、見たり、聞いたり、気になることがありましたら、速やかに警察や学校までご連絡ください。

★流山警察署 04-7159-0110

★おおぐろの森中学校 04-7178-6370

月～金 8:30～16:00（祝日、学校閉庁日は除く）

※相談窓口

★流山市小中学生専用なやみホットライン 04-7150-8055
hotline@city.nagareyama.chiba.jp

★24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

★子どもの人権110番（全国共通） 0120-007-110

★千葉いのちの電話 043-227-3900

★チャイルドライン千葉 0120-99-7777

★子どもと親のサポートセンター 0120-415-446